



平成 27 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンキュウ  
代表者名 代表取締役社長 笠 岡 恒 三  
( J A S D A Q ・ コード 9955 )  
問合せ先  
役職・氏名 総務部長 宇都宮 紀  
電話 0895-24-0001

## 株主代表訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

平成 26 年 11 月 4 日付「株主代表訴訟の控訴に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社個人株主（控訴人 5 名。以下「控訴人ら」といいます。）が控訴した株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）につきまして、本日、控訴審判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

高松高等裁判所 平成 27 年 2 月 6 日

#### 2. 訴訟の経緯

当社は、平成 23 年 5 月 12 日に開催された取締役会の決議に基づき、株式会社海昇（以下「海昇」といいます。）の株主との間で、海昇の全株式を当社が買い受ける内容の株式譲渡契約を締結し、同年 6 月に海昇の全株式を取得しました。本件訴訟は、控訴人ら（原告及び参加原告ら）が、かかる海昇の株式取得を当時担当していた当社取締役に対し、海昇の企業価値の評価や財務内容精査の手續・方法が適正かどうかを確認する善管注意義務を怠ったこと等により当社に損害が生じたとして、4 億 8,300 万円に法定の遅延損害金を加えた金額を当社に賠償するよう求めたものです。

これに対し、当社は、本件訴訟において、当社取締役には何ら法的責任はないものと判断し、被告（被控訴人）となった当社取締役側に第一審より補助参加しておりました。

そして、松山地方裁判所は、平成 26 年 9 月 11 日に、同日付「株主代表訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本件訴訟について控訴人ら（原告及び参加原告ら）の請求を全て棄却する第一審判決を言い渡しました。

かかる判決を不服として、控訴人らは控訴を提起しておりましたが、高松高等裁判所は、下記 3 の通り、控訴人らの控訴を全て棄却する判決を言い渡しました。これは、第一審判決と同じく、当社の判断したとおり当社取締役の法的責任を全て否定するもので、全面的勝訴判決といえます。

#### 3. 判決の内容

判決の内容は以下の通りであります。

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

4. 今後の見通し

今後、本件訴訟に関して追加で開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上